

情報通

2022.June 6月号

発行：東京税理士会
 情報システム部・デジタル化委員会
 題字：神津 信一（四谷）
 （税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。）

国税の電子納税のしかた～銀行に行かずに納付を済ませよう～

情報システム部委員 小原 正寛

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いテレワークを行う事業者が増えてきました。人との接触を減らすということも命題となったため税金の納付も銀行の窓口に向かず済ませることができる方法を確認したいと思います。

2. 電子納税の種類

電子納税の種類は、ダイレクト納付、インターネットバンキング等納付、クレジットカード納付、コンビニ納付に区分できます。

3. ダイレクト納付

国税電子申告・納税システム（e-Tax）で申告又は納付情報を登録することが必要になります。ダイレクト納付では即時又は期日指定で口座振替により納税を済ませることができます。ダイレクト納付を行うためには事前に税務署へ「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書（ダイレクト納付利用届出書）」の提出が必要となります。届出書は国税庁ホームページの「[手続名]ダイレクト納付の手続（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm>）より入手できます。書面で提出した場合には利用開始可能日まで1か月程度かかりますので時間に余裕をもって手続きをする必要があります。

個人については、令和3年1月よりダイレクト納付利用届出書をe-Taxでオンライン提出することができるようになりました。

オンライン提出の手続は次のようになります。

ダイレクト納付利用届出書をパソコン・スマートフォン・タブレット端末からe-Taxを利用して提出します。税務署及び金融機関において所定の登録作業が完了すると、e-Taxのメッセージボックスに登録完了メッセージが格納されダイレクト納付が利用可能となります。税務署及び金融機関窓口に向く必要がなく、ダイレクト納付利用届出書への記入や届出印の押印も不要です。またオンライン提出を利用する場合に電子証明書は必要ありません。書面での提出に比べ、利用開始までの期間が1週間程度と短縮することができます。オンライン提出の利用可能な金融機関と預金口座の種類等については「オンライン提出利用可能金融機関一覧（ダイレクト納付）」

（国税庁ホームページ）（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/direct_kinyu.htm）をご確認ください。

まずは電子納税に取り組もうと考えた際にはダイレクト納付から始めるといいと思います。

ダイレクト納付での利用可能税目（税金の種類）は 全ての税目となります。ただし、納付手続方法により利用できない税目があるので詳しくは、e-Taxホームページの「ダイレクト納付による納税手続」（https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki4_1.htm）をご確認ください。なおダイレクト納付利用届出書を提出されている場合には所得税・法人税確定申告の納付書及び消費税確定申告の納付書は送付されません。

4. インターネットバンキング等納付

インターネットバンキング等による納付方法には2つあります。登録方式と入力方式です。お勧めの方法は登録方式となります。e-Taxによって申告又は納付情報を登録してその情報によりインターネットバンキング等によって納付を行います。入力方式は直接インターネットバンキング等に必要の情報を入力して納付を行います。インターネットバンキング以外にもATMを利用して納付することもできます。こちらの利用はダイレクト納付の手続きを行っていない場合やダイレクト納付に対応していない金融機関を利用するケースが想定されます。

登録方式は納税情報の登録まではダイレクト納付と同様の手続になります。e-Taxメッセージボックス一覧で納付区分通知を確認し、インターネットバンキング等で納付を行います。

入力方式はe-Taxで納税情報登録は必要ありません。ただしインターネットバンキング等で納付番号や納付目的コード等の複数の内容を入力して行うことになり、手続きが登録方式に比べて煩雑になり入力ミスに注意することが必要です。

インターネットバンキング等での納付の際には振込み限度額がありますので、納付税額が多額の場合には注意が必要です。

5. クレジットカード納付

クレジットカードでの納付には2つの方法があります。

1つ目はe-Taxを通じてダイレクト納付やインターネットバンキング等の登録方式と同様の情報を利用してクレジットカード決済で納付を行う方法です。

2つ目は、「国税クレジットカードお支払サイト」（<https://kokuzei.noufu.jp/>）で直接納税情報を入力して納付を行う方法です。クレジットカード納付には一定の手数料がかかりますが、クレジットカードのポイントが加算されるのは魅力的です。手数料金額と加算されるポイントを勘案して利用することになるでしょう。

クレジットカードでの納付の際には納付税額が多額の場合には利用限度額がありますので注意が必要です。

6. コンビニ納付

e-Taxを利用することなく納付することができます。自宅等で作成し発行したQRコードをコンビニに持参して納付を行います。利用可能なコンビニはローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）となり税務署から交付又は送付されるバーコード付納付書の納付ができるコンビニとは必ずしも一致しないので注意が必要です。また、納付税額の制限もあり30万円以下の納付税額の場合にのみ利用できます。

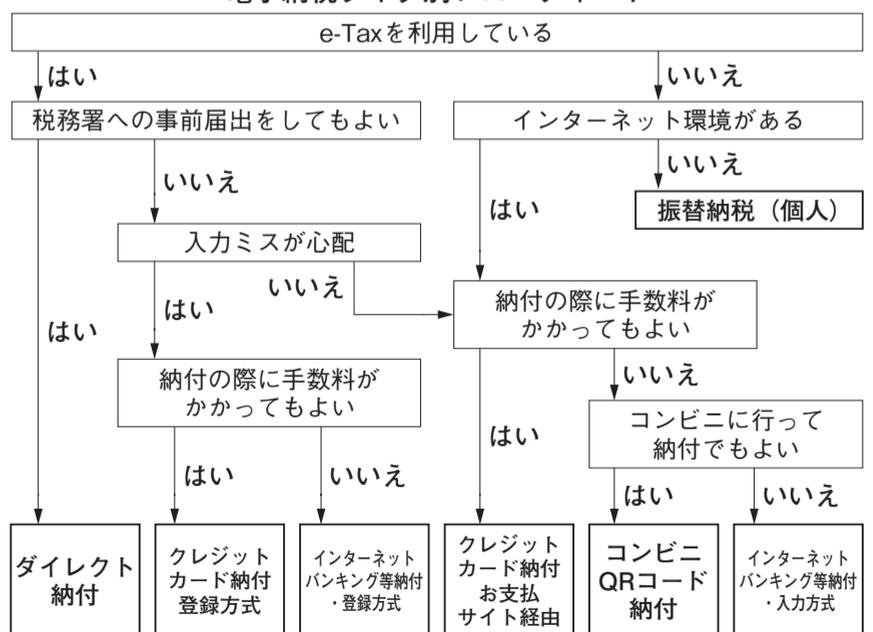
7. 振替納税

電子納税とは異なりますが、銀行窓口に行かなくても申告所得税や個人の消費税の納付を済ませることができる方法として振替納税があります。振替納税を利用するためには事前に税務署へ届出が必要となりますが、個人の方の振替依頼書もダイレクト納付利用届出書と同様に令和3年1月よりe-Taxでオンライン提出可能となりました。

パソコンやスマートフォンからe-Taxソフト（Web版・SP版）にログインし、入力画面に沿って必要事項を入力することにより、振替依頼書の記入や金融機関届出印の押印なしにオンラインで振替依頼書を提出できます。

なお、振替依頼書のオンライン提出においては、金融機関の外部サイトにより利用者認証を行うので、電子送信時に電子署名及び電子証明書の添付は不要となります。

電子納税タイプ別フローチャート



8. おわりに

日本郵便は普通郵便の翌日配達を令和4年1月から順次廃止しており、納付書を郵送で顧問先に送付すると到着までに要する日数が読みにくくなりました。特に土日祝日を挟んで普通郵便で郵送すると、顧問先からまだ納付書が届いていないと問い合わせが来ることも増えているようです。期限内納付のためにも電子納税を利用していく必要性がますます高まっています。